

新しい行政システム「大阪モデル」づくり

～ 21世紀の府県像を目指して・透明でわかりやすい行政経営～

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績見込)	平成15年度	平成16年度	
1 新たな自治システム、2 市町村との新たなパートナーシップの構築						
1	これからの大都市自治システムの研究	・住民の立場にたって、新しいタイプの「大阪都」構想や府市連合など、これからの大都市の自治システムについて研究。	<ul style="list-style-type: none"> 府・大阪市で研究会設置(13年11月) 同研究会において、施策の共同化や権限の再配分、制度改正を検討するとともに、新しい大都市自治システムについて検討を行い、中間報告をとりまとめ。 府県における広域行政のあり方についても引き続き検討 	<ul style="list-style-type: none"> 府と大阪市の研究会において、最終報告をとりまとめ、併せて国への提言・要望。 	→	
2	市町村の行財政基盤の充実・強化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> 中核市・特例市への円滑な移行に対する支援 市町村への権限移譲の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 高槻市の中核市移行に対する支援(市職員に対する移譲事務に係る研修の実施、府職員の派遣など) 大阪版地方分権推進制度を活用した権限移譲の推進(まちづくり関係を中心に、11事務を15団体に移譲) 	→	→	
3	自主的・主体的な市町村合併の推進	気運の醸成、合併推進事業補助金等による具体的な検討に対する支援、及び合併後のまちづくりへの支援	合併特例法の期限(16年度末)を視野に、地域の取組状況に応じた支援			→
			<ul style="list-style-type: none"> 合併に向けた気運の醸成 研究会、合併協議会等への支援 合併後のまちづくりへの支援 			

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績見込)	平成15年度	平成16年度	
4	市町村との協働	(政策形成の協働) ・少子高齢社会における持続可能な健康福祉施策体系の確立をめざし、福祉医療費助成制度のあり方などについて、府・市町村の連携のもと研究する。	・福祉医療費助成制度や地域福祉施策など、持続可能な健康福祉施策体系のあり方について、市町村との共同研究を行い、報告書をまとめた。			
		(サービス提供の協働) ・府と市町村が参加する地域情報ネットワークの構築、情報システムの共同開発、及び情報サービスの連携に向け、これまでの共同事業(オーパススポーツ施設情報システム)を発展・継承させ、新たな共同取組推進組織の設立を検討する。 ・地元市町村が行う地域の活性化検討にあわせて、地域に密着した府立施設について、サービスの向上、経営改善の視点から、その活性化方策について、府と地元市町村が協働で検討する(例:府民の森「ちはや園地」)。 ・同和問題解決のための施策をはじめ人権施策について、府と市町村が密接に連携しながら、人権相談のネットワークの構築を図るなど、効果的な推進に努める。	・府と市町村が参加する新たな情報化の共同取組組織として大阪電子自治体推進協議会を設立。L GWAN府域ネットワークの構築予備調査や情報システムの共同研究等の実施	・L GWAN府域ネットワークの共同整備・全市町村展開。調査研究の結果を踏まえた情報システム等の共同開発・サービス連携の実施	・共同取組システム・サービスの拡充	
			・府・千早赤阪村で、金剛山関連事業活性化について協働で調査、検討	・金剛山関連事業活性化に向けた推進体制の検討	・活性化事業の実施(予定)	
			・府と市町村の人権相談のネットワークを構築 ・府同和対策審議会答申を踏まえ、きめ細かな人権啓発、相談を図る観点から、(財)大阪府人権協会について、府と市町村が連携し人権施策を推進するための機関として支援	・人権相談のネットワークの充実		
	(マネージメントの協働) ・新たに市町村に移行するサービス(精神保健福祉業務の一部)の円滑な提供に向け、市町村間の連携と応分の負担のもと、府の専門マンパワーを有効に活用する。	・精神保健福祉業務の市町村移管 ・移管に伴う人的支援(最長3年間)				

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績見込)	平成15年度	平成16年度	
府民との対話等						
5	府政の情報発信機能の強化	・府民と府政のコミュニケーションを深め、府としてのアカウントビリティ(説明責任)をより一層果たすため、府政の情報発信機能を強化。	・インターネットを活用した広報広聴の充実 ・東京事務所と連携した広報機能の強化	→	→	
6	「府民電子会議室」の充実	・府民がインターネット上で府政の課題について議論する「府民電子会議室」をさらに充実。	・12、13年度の試行実施を踏まえた、府民電子会議室の実施	→	→	
7	「わいわいミーティング」をはじめとする広聴の充実	・知事と府民との対話事業である「わいわいミーティング」を充実するとともに、府政や手続に関する問い合わせ・相談をインターネットで受付、回答する電子相談を充実する。	・「わいわいミーティング」を継続的に実施	→	→	
			・すべての本庁相談窓口のホームページにFAQ(よくある質問に対する回答集)を整備 ・相談メールの進捗管理等、電子相談システムの検討	・電子相談窓口の充実 ・相談事例のデータベース化等、電子相談システムの構築	→	→
8	ITを活用した情報公開の推進	・電子メールでの情報公開請求の受付やインターネット上での文書の公開を実施。	・府が保有する文書目録をホームページへ掲載し、文書目録からの、文書閲覧、行政文書公開請求等を行える「情報公開システム」の構築	→	→	
9	パブリックコメント手続の実施	・府民に関わりの深い計画等については、事前に内容を公表し、府民の皆さんの意見や情報を広く聞くパブリックコメント手続を実施。	・引き続き要綱に基づき実施	→	必要に応じて改善を図る	→

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績見込)	平成15年度	平成16年度	
3 施策の進行管理システム						
10	総合的な行政評価の実施による進行管理システムの整備	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画と予算編成との連携を図る施策評価・建設事業評価の実施により、PDCAサイクルを確立するとともに、評価によって得られた客観的な情報によって、重点的に取り組むべき施策を選択するなど施策の再構築を図り、施策の企画立案・実施に関する透明性を高めていく。 < 施策評価 > 施策ごとに施策目標を設定し、施策目的を達成するための手段である事務事業について、施策目的に対する寄与度を踏まえた優先順位付けを行うことにより、資源配分の方向性(重点化、見直し、新規事業の展開)を明確にする。 また、施策目標に対する達成状況や施策に対する社会的ニーズの状況などを点検するとともに、施策に関する情報を府民に提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 13年度評価結果を引継ぎ、施策目標を設定するとともに、施策目標の達成手段である事務事業の優先順位付けを精査。 評価作業を通じ、府が集中的に取り組む施策分野を選択するための情報提供機能を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> 施策目標に対する達成状況を点検するとともに、施策目標の達成手段である事務事業の優先順位付けを精査 	<ul style="list-style-type: none"> 13～15年度における施策目標に対する達成状況も踏まえ、新たな目標を設定 また、目標達成のため、手段である事務事業の優先順位付けを再点検。 	
11	建設事業評価による適正なチェックシステム	<ul style="list-style-type: none"> 新規のプロジェクト及び一定規模(事業費10億円)以上の建設事業について、着手までに外部の専門家等による事前評価を行い、事業実施の可否を決定する。 また、従来の建設事業再評価に加え、大幅な計画変更を要するプロジェクトについても、必要に応じ、外部の専門家等による評価を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 13年度から導入した事前評価を本格実施 完了した事業を評価して改善措置や計画立案に反映させる事後評価を試行実施 プロジェクトについて、事前・事中評価を適宜実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事前評価、事中(再)評価に加えて、事後評価の本格的導入を図り、総合的な建設事業評価システムとして運用 		

番号	項目	計画における基本的考え方	3ヶ年の具体的取組内容			備考
			平成14年度(実績見込)	平成15年度	平成16年度	
12	公営企業の経営評価による経営の効率化やサービス向上	<p>・公営企業(病院、市場、水道事業)について、経営の効率化と提供するサービスの質の両面において、その改善内容を表す指標とそれぞれの目標を設定する。</p> <p>また、評価にあたっては、外部の専門家等による評価を活用し、目標に対する達成状況など、分析・点検を行う。</p>	<p>・毎年度、目標に対する達成状況を分析・点検し、具体的な改善を行う。</p>			
13	行政コスト情報の提供	<p>・平成12年度に民間企業の貸借対照表にあたるバランスシートを作成し公表したところであるが、行政運営の効率性を判断する材料として、また、コスト情報の提供手法として、減価償却などを含めた、主な施策分野ごとのコストなど、損益計算書にあたる「行政コスト計算書」の作成をすすめる。</p>	<p>・総務省研究会の作成方針に基づき、「普通会計行政コスト計算書」及び企業会計を含む「地方公共団体全体のバランスシート」をはじめ作成し、公表(13年11月)。以降、毎年度実施</p> <p>・公の施設について、各施設運営にかかる収支について公表</p>			
14	入札・契約業務の適正化	<p>・公共工事入札・契約事務改善の基本方向に基づき、入札・契約に係る第三者からなる入札監視機関の設置等により、公共工事の入札及び契約の適正化の推進を図る。</p>	<p>・入札監視委員会・公正職務執行確保委員会(13年度設置)の運営及び入札・契約制度の改善・検証により、公共工事の入札・契約業務を適正化</p> <p>・電子入札のシステム設計・開発</p>			<p>・電子入札の一部導入</p>